

令和3年10月1日

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

記

1 非違行為の概要

当該職員は、令和3年7月16日、涌谷町町民医療福祉センター内の女子更衣室に小型カメラを仕掛け、盗撮行為を行ったもの（※小型カメラは同日中に発見・撤去）。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）の規定に基づき停職処分したものである。

また、容易に女子更衣室への入室が可能であったなど、施設上の管理監督が不十分であったとして、施設管理を担当する管理職級職員2名に対し厳重注意を行った。

なお、当該職員については、令和3年9月30日付けで退職した。

2 処分発令日 令和3年9月30日

3 当事者

① 被処分者 老健施設部 技術職 男性 20代

② 処分の種類 懲戒処分 停職（6か月）

4 関係者

施設管理担当管理職級職員 2名 （60代及び50代） 男性 厳重注意

【センター長コメント】

当センター職員がこのような事態を惹き起こしたことは、職員全体の信用を著しく失墜させる重大な事態であり、町民の皆様に対し心からお詫び申し上げます。

関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

今後は、法令を遵守し、この様なことが生じない様、全職員に対し改めて服務規律の確保を図り、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。